

○春日井市図書館条例(図書館協議会関係抜粋)

(図書館協議会)

第5条 図書館に図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、図書館の運営について館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行なう図書館奉仕について、意見を述べることができる。

(委員)

第6条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、10人以内とする。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから任命する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

(平24条例13・一部改正)

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員の再任は、これを妨げない。

(会長および副会長)

第8条 協議会に会長および副会長を置く。

- 2 会長および副会長は、委員の互選とし、その任期は、1年とする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。